二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げる額の合算額

(1)　当該年度における当該市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額

(2)　当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額

三　（略）

２～６　（略）

附　則

（退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例）

第二条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県（次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。）について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第四条第一項第一号ハ(2)	（略）	（略）
第四条第一項第一号二(2)	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
（略）	（略）	（略）
第四条第一項第二号ロ(2)	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第四条第一項第二号ハ(2)	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
第四条第一項第三号ロ(2)	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第四条第一項第三号ハ	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）に係る保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五第一項に定める基準（施行令第二十九条の七の二第二項又は同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合において

二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ・ロ　（略）

ハ　当該年度における当該市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額

三　（略）

２～６　（略）

附　則

（退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例）

第二条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県（次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。）について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第四条第一項第一号ハ(2)	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
第四条第一項第二号ロ(2)及び第三号ロ(2)	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
第四条第一項第三号ハ	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）に係る保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項又は地方税法第七百三条の五に定める基準（施行令第二十九条の七の二第二項又は同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、施行令第二十九条の七の